

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月25日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例  
相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を  
次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第14条の10第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の相模原市一般職の給与に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

提案の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)による新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正に伴い、災害派遣手当に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

## 相模原市一般職の給与に関する条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### 災害派遣手当に係る規定の改正(第14条の10関係)

災害派遣手当の支給の対象とする職員について、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員としているものを、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員とするもの

※ 新型インフルエンザ等緊急事態措置

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう国、地方公共団体等が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定により実施する措置をいう。

※ 特定新型インフルエンザ等対策

内閣に新型インフルエンザ等対策本部が設置されている間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう国、地方公共団体等が実施する措置のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定により実施するものであって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するために特に必要があるものをいう。

### 2 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年9月1日から適用

相模原市市税条例の一部を改正する条例について  
相模原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月25日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市市税条例の一部を改正する条例

相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。  
附則第4条の2の見出し中「課税標準」を「課税標準等」に改め、同条に次の1項を加える。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分

の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 改正後の附則第6条の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴う固定資産税の減額の特例に係る割合を定める規定の追加及び軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市市税条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 固定資産税の減額の特例に係る割合を定める規定の追加(附則第4条の2関係)

外壁について行う修繕等を含む大規模な工事が行われた一定のマンションに係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税について、当該工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該工事が完了した日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度分に限り、当該家屋に係る固定資産税額から地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する条例で定める割合に相当する額を減額することとされたことから、長寿命化に資する当該工事の促進を図るため、当該条例で定める割合を2分の1とするもの

減額の対象	地方税法に規定する範囲	条例で定める割合
新築された日から20年以上を経過したマンションのうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)の規定による助言若しくは指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション又は管理計画認定マンションで一定のものであって、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に外壁について行う修繕等を含む大規模な工事が行われたものに係る区分所有に係る家屋	3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下	2分の1

(2) 軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正(附則第6条関係)

一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の種別割について、当該軽自動車の区分に応じて令和7年3月31日まで又は令和8年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた年度の翌年度分に限り、その環境性能に応じて次の表のとおり税率を軽減するもの(現行の軽自動車税の種

別割に係る特例措置を延長)

区分	税率	対象となる軽自動車の種別割の特例税率		
		電気自動車等	令和12年度燃費基準90%等達成車	令和12年度燃費基準70%等達成車
三輪の軽自動車	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上の軽乗用車	営業用	6,900円	1,800円	3,500円
	自家用	10,800円	2,700円	—
四輪以上の軽貨物車	営業用	3,800円	1,000円	—
	自家用	5,000円	1,300円	—

備考

- 1 電気自動車等は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けたものに限る。
- 2 令和12年度燃費基準90%等達成車は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた営業用の乗用のものに限る。
- 3 令和12年度燃費基準70%等達成車は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた営業用の乗用のものに限る。

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

公布の日

### (2) 経過措置

1(2)に係る規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によることとするもの

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について  
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月25日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例  
相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2第10号の表2の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案の理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)による旅館業法(昭和23年法律第138号)の改正に伴い、同法に基づく事務に係る手数料の規定を改正いたしたく提案するものである。

## 相模原市手数料条例の改正の概要

### 1 改正の内容

旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正  
(別表第2関係)

事業譲渡による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
事業譲渡による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	1件	7,400円

### 2 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

相模原市都市公園条例等の一部を改正する条例について  
相模原市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月25日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市都市公園条例等の一部を改正する条例  
(相模原市都市公園条例の一部改正)

第1条 相模原市都市公園条例(昭和45年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第4第1項の表中

184,500円
223,900円
369,000円
447,750円
1,000円
750円
500円
16,400円
19,900円

を

238,500円
289,400円
477,000円
578,700円
1,300円
970円
650円
21,200円
25,700円

に、

「

780円
390円

」を「

960円
480円

」に改める。

(相模原市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 相模原市都市公園条例の一部を改正する条例(令和5年相模原市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の改正規定に次のように加える。

別表第1の3備考2中「個人が」を「個人又は団体が」に改める。

別表第4第1項の改正規定中「、競技場及び第2競技場の項にあつては」及び「を、アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の項にあつては児童生徒等及び学齢に達しない者」を削り、「一般利用のうち、市内の子ども又は学齢に達しない者が個人で利用する場合の競技場及び第2競技場」を「市内の子ども及び学齢に達しない者が一般利用する場合(競技場及び第2競技場にあつては個人で利用する場合に限る。)の競技場、第2競技場、アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室」に改める。

附則第1項第2号中「別表第2第5項第1号」を「別表第1の3の改正規定(同表備考2中「個人が」を「個人又は団体が」に改める部分に限る。)、別表第2第5項第1号」に改める。

(相模原市都市公園条例の一部改正)

第3条 相模原市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項及び第20条の7第1項並びに別表第1の2淵野辺公園の項中「、アイススケート場、水泳プール、トレーニング室」を削る。

別表第1の3アイススケート場の項、水泳プールの項及びトレーニング室の項を削り、同表備考2中「及びアイススケート場」及び「いい、アイススケート場の特別専用利用とは、定められた時間内に個人又は団体が専用して利用することを」を削る。

別表第4第1項の表アイススケート場の項、水泳プールの項及びトレーニング室の項を削り、同表備考3中「競技場、第2競技場、アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室」を「競技場及び第2競技場」に改め、別表第4第4項の表淵野辺公園アイススケート場の項及び淵野辺公園水泳プールの項を削り、同表中備考2を削り、備考3を備考2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定及び次項の規定 令和6年4月1日

(2) 第2条の規定 公布の日

(3) 第3条の規定 令和9年4月1日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の相模原市都市公園条例別表第4第1項(一般利用に係る部分を除く。)の規定は、令和6年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直し並びに少子化対策としての子どもの居場所づくりの推進及び子育て世帯の経済的負担の軽減のために子どもの施設利用を無料とすることに伴う淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の利用に係る料金の規定の改正、これらの施設の廃止に伴うこれらの施設に係る規定の削除その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市都市公園条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の利用に係る料金の規定の改正(第1条及び第2条関係)

ア 運動施設の料金の見直し

種類	単位			金額		
				現行	改正後	
アイス スケ ート 場	専用利用	入場料 等を徴 収しな い場合	市民	1日 (9時～20 時15分)	184,500円	238,500円
			市民以外 のもの		223,900円	289,400円
		入場料 等を徴 収する 場合	市民		369,000円	477,000円
			市民以外 のもの		447,750円	578,700円
	一般利用	大人		1回	1,000円	1,300円
		中人			750円	970円
		小人			500円	650円
	特別専用 利用	市民		1時間に つき	16,400円	21,200円
		市民以外のもの			19,900円	25,700円
	トレー ニン グ 室	一般利用	大人		1日 (9時～21 時30分)	780円
小人			390円	480円		

イ 子どもの施設利用の無料化

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、市内に居住し、若しくは市内の小学校、中学校等に通学するもの又は学齢に達しない者が淵野辺公園アイススケート場、水泳プール又はトレーニング室を一般利用する場合の料金を無料とするもの

**(2) 施設の廃止に伴う規定の削除(第3条関係)**

淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を廃止することに伴い、これらの施設に係る規定を削除するもの

**2 施行期日等**

**(1) 施行期日**

次のアからウまでに係る規定は、当該アからウまでに定める日

ア 1(1)ア及び2(2)に係る規定 令和6年4月1日

イ 1(1)イに係る規定 公布の日

ウ 1(2)に係る規定 令和9年4月1日

**(2) 経過措置**

1(1)アに係る規定(一般利用に係る部分を除く。)は、令和6年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

## 案内図



### 施設の概要

位 置	相模原市中央区弥栄3丁目1番6号(淵野辺公園内)
設置年月日	平成3年1月20日
構 造	鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建(一部鉄骨造)
延べ床面積	10,838.38㎡

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について  
相模原市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月25日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例  
相模原市立公民館条例(昭和39年相模原市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1号の表大野中公民館の部の次に次のように加える。

星が丘公民館	大会議室	500円
	小会議室	100円
	料理実習室	200円
	和室	100円
	多目的室	200円

附 則

(施行期日)

- この条例は、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例(令和5年相模原市条例第43号)第2条の規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 改正後の別表第2第1号の表星が丘公民館の部に定める施設の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案の理由

星が丘公民館の長寿命化改修工事に伴い、同公民館の改修後の施設使用料に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

## 案内図



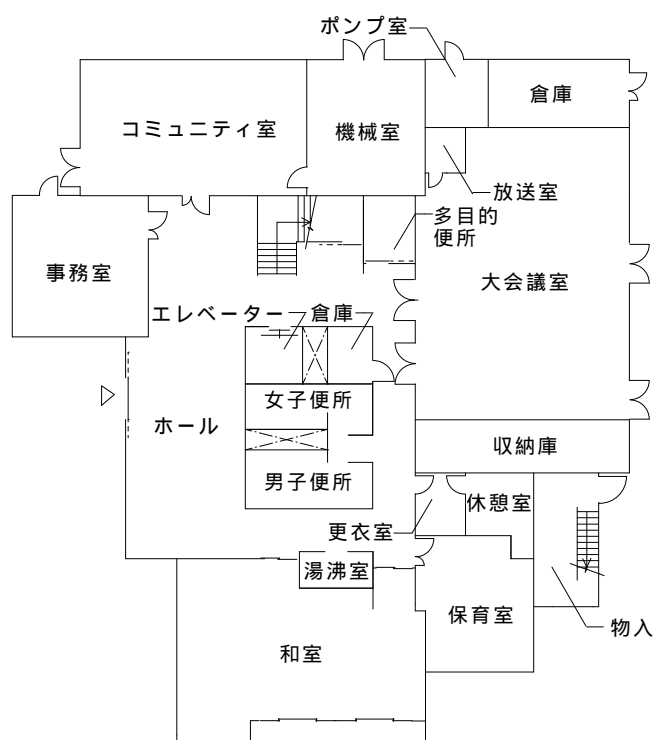
### 施設の概要(改修後)

位 置	相模原市中央区星が丘3丁目1番38号
構 造	鉄筋コンクリート造2階建
延べ床面積	965.76㎡

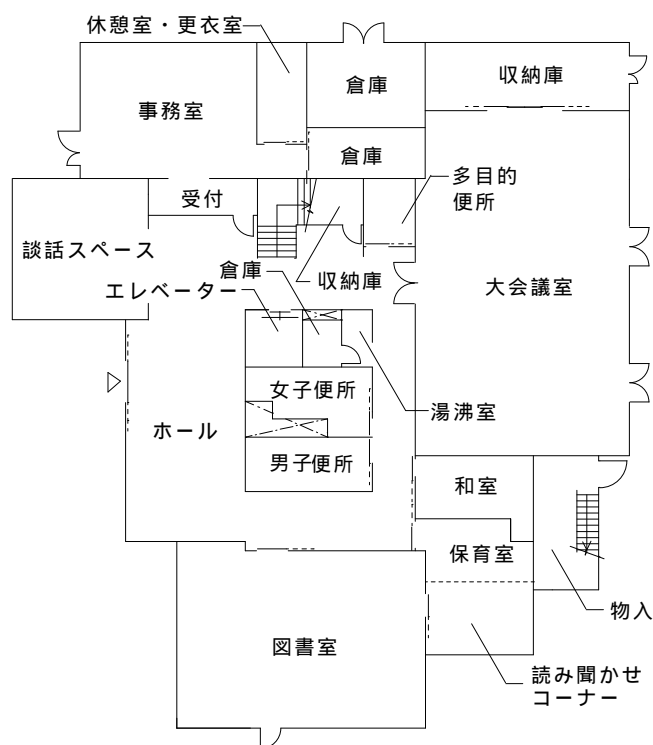
# 配置図(改修後)



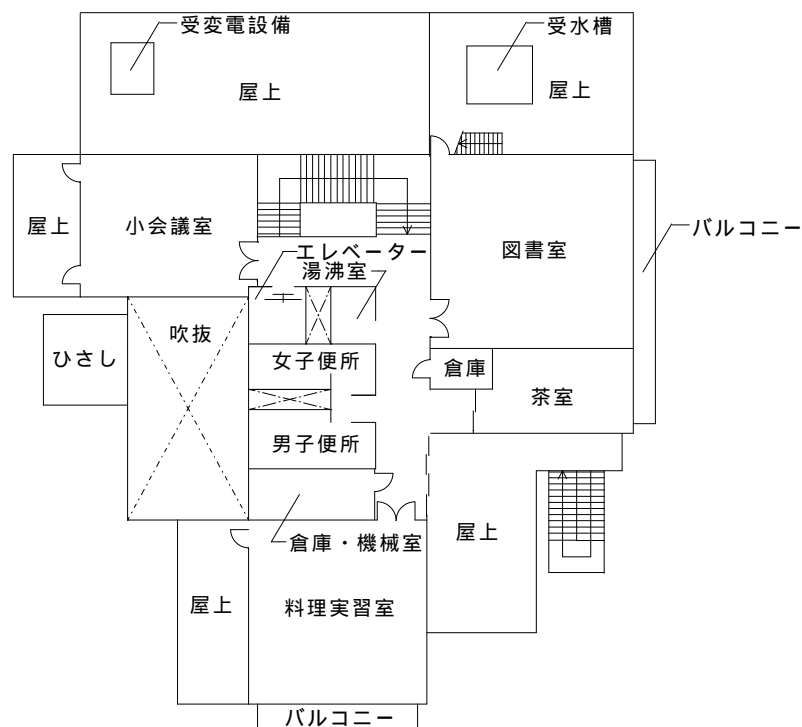
# 1階平面図(改修前)



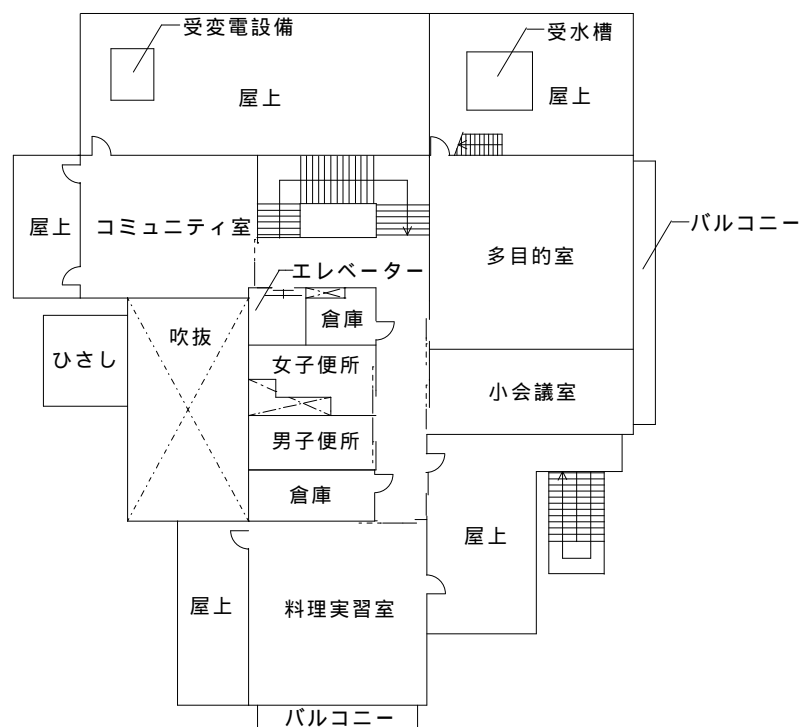
# 1階平面図(改修後)



## 2階平面図(改修前)



## 2階平面図(改修後)



相模原市火災予防条例の一部を改正する条例について  
相模原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月25日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例  
相模原市火災予防条例(昭和48年相模原市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第4号中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第13条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第15条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第13条の2第1項第4号」に改める。

第25条第2項中「危険物品持込み厳禁」を「危険物品持込厳禁」に改める。

第30条の4第5項第3号ただし書中「はずれた」を「外れた」に改める。

第46条第16号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

第47条の2第1項中「洞道、」を「洞道、」に、「指定洞道等」を「指定洞道等」に改める。

別表第3 厨房設備の項中

「

上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50

」

を

「

固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200	
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100	
	使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50	

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の相模原市火災予防条例(以下「新条例」という。)第15条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項第4号(新条例第10条の2第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に適

合しないものについては、新条例第13条第1項第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第15条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

#### 提案の理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第48号)による対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の改正に伴う変電設備等の位置の基準に係る規定、蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準に係る規定、蓄電池設備の設置の届出に係る規定並びに厨房設備の離隔距離に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市火災予防条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 変電設備等の位置の基準に係る規定の改正(第13条関係)

次に掲げる設備について、キュービクル式のものに限らず、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととするもの

- ア 変電設備
- イ 燃料電池発電設備
- ウ 内燃機関を原動力とする発電設備
- エ 蓄電池設備

#### (2) 蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準に係る規定の改正(第15条関係)

ア 次に掲げる蓄電池設備について、基準の対象から除くこととするもの

(ア) 蓄電池容量が10キロワット時以下のもの

(イ) 蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、一定の出火防止措置が講じられたもの

イ 地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすることとするもの

ウ 開放形鉛蓄電池を用いた蓄電池設備以外の蓄電池設備の電槽については、耐酸性の床土又は台上に設けなくてよいこととするもの

エ 屋外に設ける蓄電池設備について、一定の延焼防止措置が講じられたものは、建築物から3メートル以上の距離を保たなくてよいこととするもの

オ 屋外に設ける蓄電池設備はキュービクル式のものでなくてよいこととし、その筐体<sup>きょうたい</sup>は雨水等の浸入防止措置を講じられたものとするもの

#### (3) 蓄電池設備の設置の届出に係る規定の改正(第46条関係)

消防長への設置の届出の対象から除く蓄電池設備について、蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備とするもの

#### (4) 厨房設備の離隔距離に係る規定の改正(別表第3関係)

炭火焼き器の離隔距離に係る規定を追加するもの

種類	離隔距離(c m)
----	-----------

				上方	側方	前方	後方
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	80	30	—	30

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和6年1月1日

### (2) 経過措置

ア 令和6年1月1日において現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備(ウに係る規定に掲げる蓄電池設備を除く。イにおいて同じ。)のうち、1(1)に係る規定に適合しないものについては、なお従前の例によることとするもの

イ 令和6年1月1日において現に設置され、又は設置の工事がされている蓄電池設備のうち、1(2)イ及びウに係る規定に適合しないものについては、なお従前の例によることとするもの

ウ 新たに基準の対象となる蓄電池設備のうち、令和6年1月1日において現に設置されているもの及び同日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、蓄電池設備に係る位置、構造及び管理の基準に適合しないものについては、当該基準に係る規定は、適用しないこととするもの